

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第67号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

10 市議会議員が、その任期中に長期欠席（1の定例会の開会の日から当該定例会の閉会后最初に招集される定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間に開かれる次に掲げるもの（以下「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をした場合において、閉会日後に当該市議会議員が最初に会議等に出席した日（以下「出席日」という。）の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日の属する月（以下「閉会月」という。）の翌月以後の月であるときは、閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報酬の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める議員報酬の月額に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、当該長期欠席が出産、公務上の災害又は当該市議会議員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者もしくは無症状病原体保有者であることによるものであるときは、この限りでない。

(1) 会議

(2) 委員会

(3) 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

(4) 派遣（委員会によるものを含む。）の目的である調査等を行うための場

第5条に次の2項を加える。

3 市議会議員が、その任期中に長期欠席をした場合において、出席日の前日が閉会日の翌日以後の日であるときは、閉会日の翌日から出席日の前日までの間にある基準日（秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第26条第1項に規定するそれぞれの基準日をいう。）に係る期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に100分の50を乗じて得た額とする。第2条第10項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 前項前段の場合における期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、第2条第10項本文の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。